

使用開始日  
2020年9月17日



## 新興国ハイクオリティ 成長株式ファンド 愛称：未来の世界(新興国)

追加型投信／内外／株式

| 商品分類    |        |                   | 属性区分   |      |                  |        |
|---------|--------|-------------------|--------|------|------------------|--------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域           | 為替ヘッジ* |
| 追加型     | 内外     | 株式                | 株式 一般  | 年1回  | グローバル<br>(日本を含む) | なし     |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

この目論見書により行う「新興国ハイクオリティ成長株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2020年9月16日に関東財務局長に提出しており、2020年9月17日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。  
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。  
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

### アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号  
設立年月日:1985年7月1日  
資本金:20億円(2020年6月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:15兆8,290億円  
(2020年6月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

### みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

**1** わが国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。以下同じ。)<sup>(※1)</sup>の中から、新興国の株式または事業活動の主要な部分を新興国で行うと判断される企業が発行する株式に主として投資を行います。

(※1) DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

**2** ポートフォリオの構築にあたっては、投資アイデアの分析・評価や、個別企業の競争優位性、成長力の評価に基づき選定した質の高いと考えられる企業(「ハイクオリティ成長企業」といいます。)の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を厳選して投資を行います。

- ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄を選定します。

**3** 株式等の運用にあたっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク<sup>(※2)</sup>に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド<sup>(※3)</sup>に再委託します。

(※2) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのニューヨーク拠点です。

(※3) モルガン・スタンレーの香港法人であり、証券業務、投資銀行業務、ウェルス・マネジメント業務、資産運用業務等を営んでいます。

### ■モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのご紹介

- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントは、モルガン・スタンレーの資産運用部門として1975年に設立されました。
- 世界23カ国にある43の拠点を通じて、株式、債券等の伝統的資産運用のほか、ファンド・オブ・ファンズや非上場市場への直接投資等、さまざまな運用戦略および運用サービスを世界の投資家に提供しています(2019年12月末時点)。
- 2019年12月末時点の運用資産総額は、約5,520億米ドル(約60.5兆円\*)にのびります。

\*1米ドル=109.56円(2019年12月末)で換算。

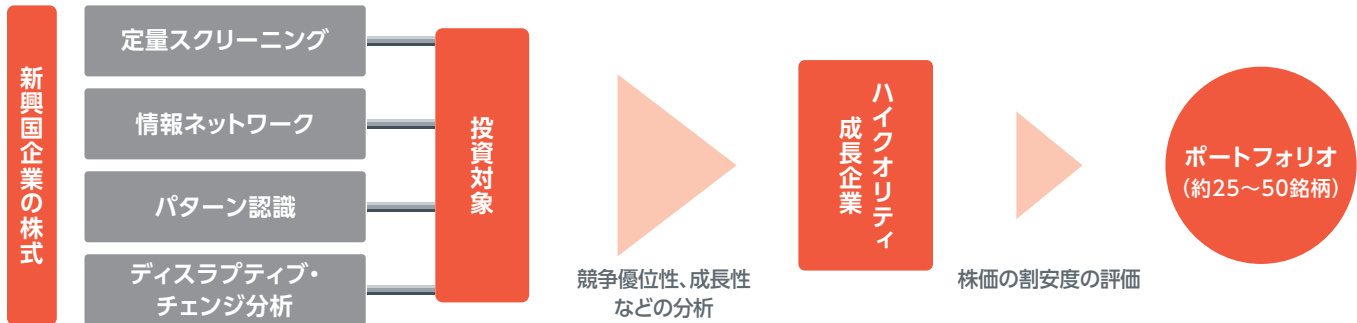
出所:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのデータをもとに委託会社作成



# ファンドの目的・特色

## 運用プロセス

持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される企業のうち、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。



### 定量スクリーニング

・成長率や利益率など企業の財務指標に基づき銘柄を調査します。

### 情報ネットワーク

・企業経営者、業界の専門家との面談など、運用委託先の運用チームのネットワークを活用し、銘柄を調査します。

### パターン認識

・成功企業のビジネスモデルを地域や国、業界等が異なる企業に当てはめ、新規の投資アイデアの発掘につなげます。

### ディスラプティブ・チェンジ分析

・ディスラプティブ・チェンジとは、既存の価値を破壊し、新しい価値を創造する長期的で巨大な変化を指します。  
ディスラプティブ・チェンジ分析では、新しい価値が既存の価値にどのようなインパクトを与え、長期的かつ巨大な変化になるのかを大局的に見極めます。

※新興国企業とは、主として新興国の金融商品取引所に上場または事業活動の主要な部分を新興国で行うと判断される企業を指します。

※運用プロセスは、2020年6月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

出所:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのデータをもとに委託会社作成

## 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブ取引は行いません。
- 1発行体等あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

## 分配方針

年1回の決算時(毎年12月14日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
また、投資信託は預貯金と異なります。

### 株価変動 リスク

**投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。**

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け基準価額が下落する要因となります。当ファンドが主要投資対象とする新興国企業の株式は、一般に先進国株式と比べ株価変動が大きい傾向があります。このため、基準価額が大きく下落する場合があります。また、当ファンドは個別銘柄の選択による投資を行うため、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも基準価額は下落する場合があります。

### 為替変動 リスク

**為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。**

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため、為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

### カントリー リスク

**投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。**

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また、取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となる場合があります。当ファンドが主として投資を行う株式や通貨の発行者が属する新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きくなると予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々の規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。



# 投資リスク

## 流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の株式に投資する場合、先進国の株式と比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

## 信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行者に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
  - 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

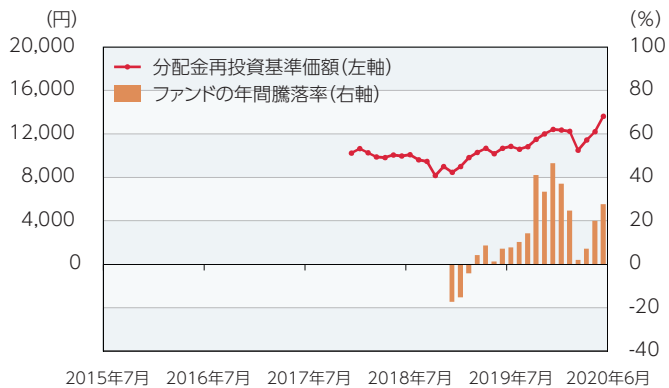
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



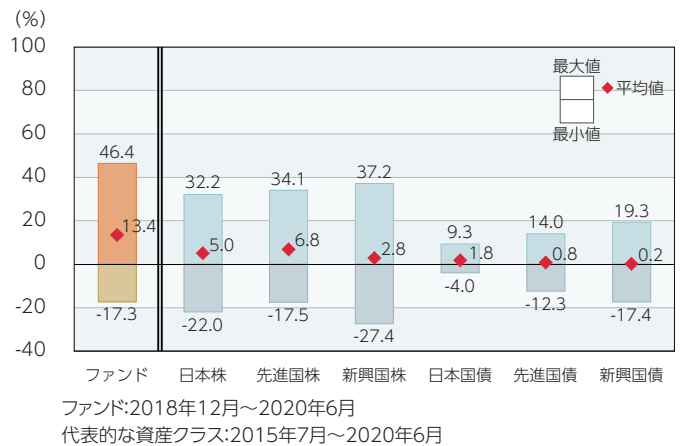
# 投資リスク

## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

|      |                                        |                                                                                                                                                                                                 |
|------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株  | 東証株価指数 (TOPIX)<br>(配当込み)               | 「東証株価指数 (TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。                                                 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み、円ベース)         | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                       |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス<br>(配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                         |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債                           | 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。                        |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース)          | 「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。                |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)     | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |

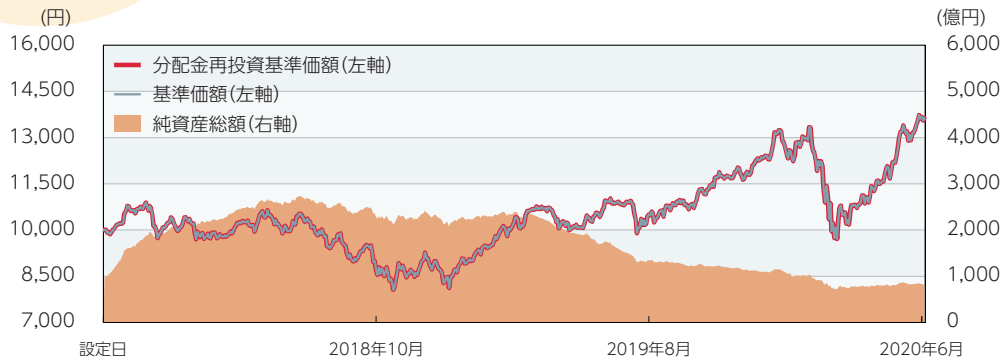
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



# 運用実績

データの基準日:2020年6月30日

## 基準価額・純資産の推移 《2017年12月11日～2020年6月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2017年12月11日)

## 分配の推移(税引前)

|          |    |
|----------|----|
| 2018年12月 | 0円 |
| 2019年12月 | 0円 |
| 設定来累計    | 0円 |

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

### 資産の状況

| 資産の種類                 | 比率(%)  |
|-----------------------|--------|
| 株式                    | 93.32  |
| 内 ケイマン諸島              | 39.60  |
| 内 インド                 | 13.09  |
| 内 アメリカ                | 10.30  |
| 内 中国                  | 9.93   |
| 内 ブラジル                | 5.95   |
| 内 その他                 | 14.45  |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 6.68   |
| 合計(純資産総額)             | 100.00 |

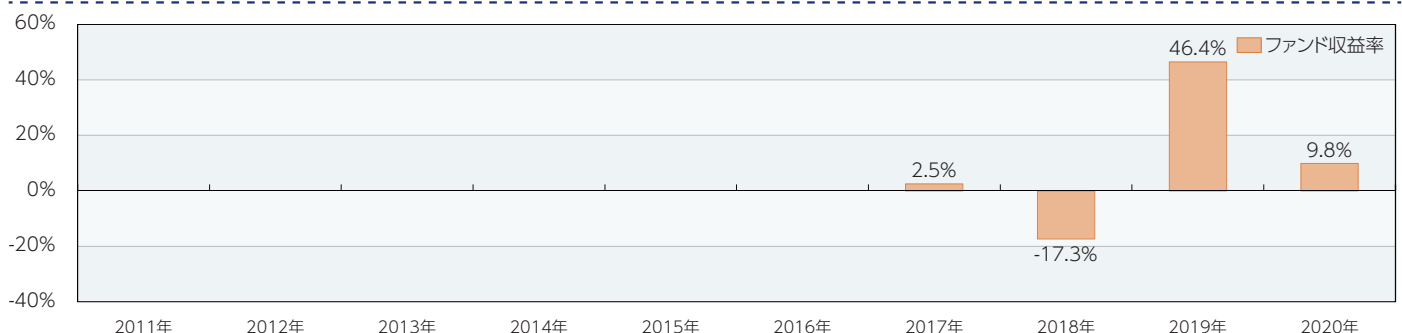
### 組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名                                     | 種類 | 国/地域   | 業種                   | 比率(%) |
|----|-----------------------------------------|----|--------|----------------------|-------|
| 1  | MEITUAN DIANPING                        | 株式 | ケイマン諸島 | インターネット販売・通信販売       | 7.86  |
| 2  | TAL EDUCATION GROUP-ADR                 | 株式 | ケイマン諸島 | 各種消費者サービス            | 7.60  |
| 3  | HDFC BANK LTD                           | 株式 | インド    | 銀行                   | 6.08  |
| 4  | MERCADOLIBRE INC                        | 株式 | アメリカ   | インターネット販売・通信販売       | 5.64  |
| 5  | ALIBABA GROUP HOLDING LTD-ADR           | 株式 | ケイマン諸島 | インターネット販売・通信販売       | 5.35  |
| 6  | FOSHAN HAITIAN FLAVOURING & FOOD CO LTD | 株式 | 中国     | 食品                   | 5.34  |
| 7  | NAVER CORP                              | 株式 | 韓国     | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 5.10  |
| 8  | EPAM SYSTEMS INC                        | 株式 | アメリカ   | 情報技術サービス             | 4.66  |
| 9  | TENCENT HOLDINGS LTD                    | 株式 | ケイマン諸島 | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 4.26  |
| 10 | MAGAZINE LUIZA SA                       | 株式 | ブラジル   | 複合小売り                | 4.01  |

### 株式組入上位5業種

| 順位 | 業種                   | 比率(%) |
|----|----------------------|-------|
| 1  | インターネット販売・通信販売       | 22.16 |
| 2  | 銀行                   | 13.09 |
| 3  | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 9.36  |
| 4  | 各種消費者サービス            | 9.02  |
| 5  | 飲料                   | 6.77  |

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2017年は設定日から年末までの収益率、および2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

|                                           |                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                                   | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)                                                                                                                                                                               |
| 購 入 価 額                                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                                                                             |
| 購 入 代 金                                   | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                              |
| 換 金 単 位                                   | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                          |
| 換 金 価 額                                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                                                                                   |
| 換 金 代 金                                   | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                   |
| 申 込 締 切 時 間                               | 原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。                                                                                                                                                           |
| 購入の申込期間                                   | 2020年9月17日から2021年3月12日まで<br>※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                                                                                                                  |
| 購 入 ・ 換 金<br>申 込 不 可 日                    | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日                                                                                                                             |
| 換 金 制 限                                   | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                            |
| 購 入 ・ 換 金<br>申 込 受 付 の<br>中 止 お よ び 取 消 し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。                                                                                      |
| 信 託 期 間                                   | 2027年12月14日まで(2017年12月11日設定)                                                                                                                                                                        |
| 繰 上 償 還                                   | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合</li><li>・受益権口数が30億口を下回ることとなった場合</li><li>・やむを得ない事情が発生した場合</li></ul> |
| 決 算 日                                     | 毎年12月14日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                               |
| 収 益 分 配                                   | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。                                                                  |
| 信 託 金 の 限 度 額                             | 5,000億円                                                                                                                                                                                             |
| 公 告                                       | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。                                                                                            |
| 運 用 報 告 書                                 | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。                                                                                                                                                           |
| 課 税 関 係                                   | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。                                                                                                 |



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に、 <b>3.3% (税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。<br>購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。                                                                               |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |                                           |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.87% (税抜1.70%)</b><br>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率<br>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。                                                                                                                                             |         |                                           |
|                  | 支払先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 内訳(税抜)  | 主な役務                                      |
|                  | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 年率1.05% | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価          |
|                  | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 年率0.60% | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| その他の費用・手数料       | 受託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 年率0.05% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価             |
|                  | ※委託会社の信託報酬には、当ファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク)に対する報酬(当ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.65%)が含まれます。<br>なお、当該投資顧問会社に対する報酬には、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッドに対する報酬が含まれます。                                                                                                                                 |         |                                           |
| その他の費用・手数料       | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・外国での資産の保管等に要する費用</li> <li>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li> </ul> 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 |         |                                           |
|                  | ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。                                                                                                                                                                                                                                                    |         |                                           |

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



# 手続・手数料等

## ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                          | 項目        | 税金                                            |
|-----------------------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分 配 時                       | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換 金（ 解 約 ） 時<br>お よ び 償 還 時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2020年6月末現在のものです。

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]および未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)]をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# MEMO

